

戸籍の公開制度の改正経過

1 明治4年戸籍法（明治4年太政官布告170号，明治5年2月1日施行）

- 戸籍の公開に関する規定は設けられていなかった。

2 明治31年戸籍法（明治31年法律12号，明治31年7月16日施行）

- 戸籍の公開に関する規定が設けられ，何人でも身分登記簿及び戸籍簿の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付請求をすることができることとされた。ただし，請求者が手数料を納付しない場合や水害等によって實際上請求に応じることができない場合には，戸籍吏は交付を拒むことができるものと解されていた。

第13条 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ身分登記簿ノ閲覧又ハ登記ノ謄本若クハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

② 謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者アルトキハ戸籍吏之ヲ作り原本ト相違ナキ旨ヲ附記シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

③ 手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者アルトキハ戸籍吏之ヲ送付スルコトヲ要ス

④ 戸籍吏カ閲覧又ハ交付ノ請求ヲ許ササル場合ニ於テハ書面ヲ以テ其旨ヲ請求者ニ告知スルコトヲ要ス

第174条 第12条乃至第14条ノ規定ハ戸籍簿並ニ戸籍ノ謄本及ヒ抄本ニ之ヲ準用ス

第213条 戸籍吏ハ左ノ場合ニ於テハ10円以下ノ過料ニ処セラル

一 正当ノ理由ナクシテ身分登記簿又ハ戸籍簿ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ

二 正当ノ理由ナクシテ身分登記又ハ戸籍ノ謄本若クハ抄本ヲ交付セス又ハ身分若クハ戸籍ニ関スル届出又ハ申請ノ受理ノ証明書ヲ交付セサルトキ

3 大正3年戸籍法（大正3年法律26号，大正4年1月1日施行）

- 市町村長は「正当の理由」がある場合に限り，戸籍・除籍の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒むことができることとされた。なお，この場合の「正当の理由」については，明治31年戸籍法と同様に，概ね，請求者が手数料を納付しない場合や水害等によって事実上請求に応じることができない場合が該当すると解されていた。

第14条 戸籍簿ヲ閲覧シ又ハ戸籍ノ謄本若クハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ手数料ヲ納付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

② 手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

③ 市町村長ハ正当ノ理由アル場合ニ限り前二項ノ請求ヲ拒ムコトヲ得此場合ニ於テハ書面ヲ以テ其旨ヲ請求者ニ告知スルコトヲ要ス

④ 謄本又ハ抄本ハ市町村長之ヲ作り原本ト相違ナキ旨ヲ附記シ且之ニ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺スルコトヲ要ス

第17条 第13条乃至第15条ノ規定ハ除籍簿及ヒ除カレタル戸籍ニ之ヲ準用ス

第178条 市町村長ハ左ノ場合ニ於テハ30円以下ノ過料ニ処ス

三 正当ノ理由ナクシテ戸籍簿，除籍簿又ハ第36条ノ書類ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ

四 正当ノ理由ナクシテ戸籍若クハ除カレタル戸籍ノ謄本，抄本又ハ第67条ノ証明書ヲ交付セサルトキ

4 現行戸籍法（昭和22年法律224号，昭和23年1月1日施行）

- 戸籍の公開制度については，大正4年戸籍法と同じ。

第10条 何人でも，手数料を納めて，戸籍簿の閲覧又は戸籍の謄本若しく

は抄本の交付を請求することができる。戸籍の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は戸籍に記載した事項に関する証明についても、同様である。但し、市町村長は、正当な理由がある場合に限り、本項の請求を拒むことができる。

- ② 手数料の外に郵送料を納めて、謄本、抄本又は前項に規定する証明書の送付を請求することができる。
- ③ 謄本は、請求によって、除籍者に関する記載の謄本を省略して、これを作ることができる。

第12条 一戸籍内の全員をその戸籍から除いたときは、その戸籍は、これを戸籍簿から除いて別につづり、除籍簿として、これを保存する。

- ② 第9条乃至前条の規定は、除籍簿及び除かれた戸籍にこれを準用する。

第122条 左の場合には、市町村長を1000円以下の過料に処する。

三 正当な理由がなくて戸籍簿、除籍簿又は届書その他の受理した書類の閲覧を拒んだとき

四 正当な理由がなくて戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、第10条第1項（第12条第2項において準用する場合を含む。）に規定する証明書又は第48条第1項若しくは第2項（第117条において準用する場合を含む。）の証明書を交付しないとき。

5 昭和51年改正後の戸籍法（昭和51年法律第66号，昭和51年12月1日施行）

- 戸籍の閲覧制度が廃止された。
- 戸籍と除籍とで別々の公開制度とされた。
 - (1) 戸籍については、次のような取扱いとされた。
 - ア 何人でも戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる。
 - イ 本人等一定の者を除き、請求事由の明示を要する。
 - ウ 不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。

(2) 除籍については、次のような取扱いとされた。

ア 本人等一定の者は、除籍の謄抄本等の交付請求をすることができる。

イ これ以外の者は、正当な利害関係がある場合等に限り、除籍の謄抄本等の交付請求をすることができる。

○ 戸籍・除籍の謄抄本等の不正受領者に対する罰則が設けられた。

第10条 何人でも、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を請求することができる。

② 前項の請求は、法務省令で定める場合を除き、その事由を明らかにしてしなければならない。

③ 市町村長は、第1項の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。

④ 第1項の請求をしようとする者は、郵便その他の法務省令で定める方法により、同項の謄本、抄本又は証明書の送付を求めることができる。

第12条の2 除かれた戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を請求することができる。国又は地方公共団体の職員、弁護士その他法務省令で定める者も、同様である。

② 前項に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合その他法務省令で定める場合のみに限り、同項の請求をすることができる。

③ 第10条第4項の規定は、第1項の請求をする場合に準用する。

第121条の2 偽りその他不正の手段により、第10条第1項若しくは第12条の2第1項の謄本、抄本若しくは証明書の交付を受け、第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧をし、若しくは証明書の交付を受け、又は第117条の4第1項の書面の交付を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第122条 次の場合には、市町村長を5万円以下の過料に処する。

三 正当な理由がなくて届書その他の受理した書類の閲覧を拒んだとき

四 正当な理由なくして戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、
第10条第1項若しくは第12条の2第1項の証明書、第48条第1項
若しくは第2項（第117条において準用する場合を含む。）の証明書
又は第117条の4第1項の書面を交付しないとき

戸籍法施行規則

第11条 戸籍法第10条第2項の法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が請求する場合

二 国若しくは地方公共団体の職員又は別表第1に掲げる法人の役員若しくは職員が職務上請求する場合

三 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合

四 市町村長が相当と認める場合

第11条の3 戸籍法第12条の2第1項後段の法務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 別表第1に掲げる法人の役員又は職員

二 司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士

② 戸籍法第12条の2第1項後段に規定する者の請求は、職務上必要とする場合に限られるものとする。

第11条の4 戸籍法第12条の2第2項の法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 裁判所その他の官公署に提出する必要がある場合
 - 二 除かれた戸籍の記載事項を確認するにつき正当な利害関係がある場合
- ② 戸籍法第12条の2第2項の規定により同条第1項の請求をする場合には、相続関係を証明する必要があること又は前項各号の一に該当することを明らかにしなければならない。